

静岡県告示第342号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年4月19日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

向山No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番		
賀茂郡	西伊豆町	田子	大窪	次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から30号までを順次結んだ線、平成27年1月9日静岡県告示第15号で指定した標柱7号と15号及び同告示で指定した標柱9号と30号を結んだ線に囲まれた区域		
				2092 15号		
				2090 16号		
				2089 17号		
				2089 18号		
				2088 19号		
				小山	2084 20号	
					峠下	256-8 21号
						257-4 22号
				山崎	898-3 23号	
			902-5 24号			
			893-1 25号			
			905-2 26号			
			913-3 27号			
			917-3 28号			
			向井山	922-5 29号		
				923 30号		